

資料 2 2 5 気付き事項に対する説明資料

1 資料 2 2 0 (平成 3 1 年 3 月 1 6 日開催。第 4 7 回運協資料) より抜粋

(2) 保育予算 (決算) と市全体の予算 (決算) の推移

		H27決算額	H28決算額	H29決算額	H30予算額	H31予算額
一般会計歳出全体	金額	386.3億円	402.5億円	401.2億円	440.6億円	438.3億円
	上昇率		+4.19%	△0.32%	+9.82%	△0.52%
保育園運営費	金額	31.0億円	36.2億円	43.5億円	50.9億円	58.6億円
	上昇率		+16.77%	+20.17%	+17.01%	+15.13%
市税収入額	金額	208.3億円	212.4億円	212.8億円	209.6億円	212.7億円
	上昇率		+1.97%	+0.19%	△1.50%	+1.48%

(3) 保育園運営費の推移

		H27決算額	H28決算額	H29決算額	H30予算額	H31予算額
保育園運営費			+5.2億	+7.3億	+7.4億	+7.7億
		31.0億円	36.2億円	43.5億円	50.9億円	58.6億円
私立保育園等		21.4億円	26.5億円	33.7億円	40.3億円	47.5億円
<small>小金井市負担</small>		9.2億円	11.6億円	13.9億円	18.7億円	21.1億円
市立保育園		9.6億円	9.7億円	9.8億円	10.6億円	11.1億円
<small>小金井市負担</small>		7.1億円	7.2億円	7.0億円	7.7億円	8.1億円
小金井市負担 計		16.3億円	18.8億円	20.9億円	26.4億円	29.2億円

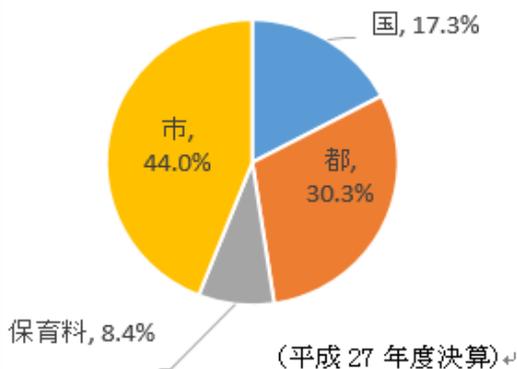
2 資料 2 0 6 差替え (平成 3 0 年 1 1 月 1 0 日開催。第 4 5 回運協資料) より抜粋

○ 公立と民間との保育園運営費に関する財源の違い

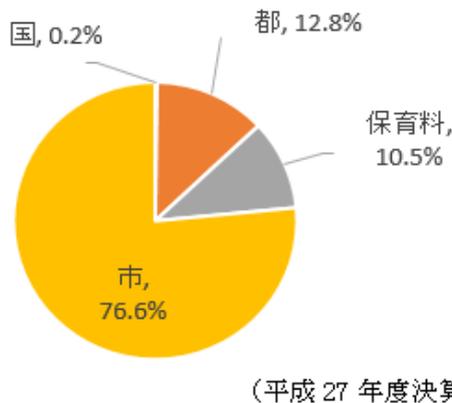
【保育園の児童一人当たり市が負担した経費 (平成 2 7 年度決算額)】

区分	金額	市の負担割合
民間保育園	971,103円	44.00%
公立保育園	1,284,767円	76.60%

入園児童一人当たりの経費の財源内訳 (民間保育園)



入園児童一人当たりの経費の財源内訳 (公立保育園)



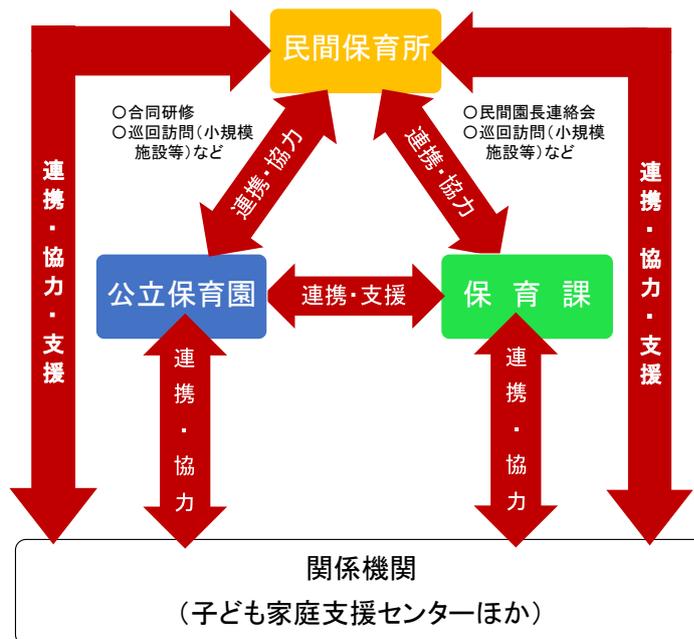
3 2園(くりのみ・さくら)を民営化の際に公立保育園で行うサービス拡充等と体制強化(案)

サービス拡充項目	拡充等の概要	園の体制強化 (小金井・けやきのみ)	保育課の 体制強化
障がい児保育の拡大	年齢制限を撤廃し、募集枠を増やす。	加配対応非常勤保育士の増員(1:1を維持)	保育士3名 看護師1名 栄養士1名
アレルギーのある児童に対する対応	エピペン対応や関係機関との連携強化	保育士1名(各園。正規)	
要保護児童・要支援家庭に対する対応	子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関との連携強化	保育士4名(各園) ※正規2名、非常勤2名	
民間保育所等に対する対応	特定地域型保育事業者等(小規模保育・家庭的保育・保育室・保育ママ)への支援など		
地域子育て支援機能の充実	保育園未入所児童(家庭)に対する体験保育の実施など		

注) 保育課配置職員は、サービス拡充後の公立園への支援のほか、民営化した園への支援、指導検査対応を含めた巡回支援を担当する。

保育課配置職員含めた連携イメージ図

(資料186(平成30年1月20日開催。第40回運協資料)より抜粋)



## 2 公立保育園の役割

### (1) 行政機関としての役割

- ① 公立保育所は、市保育行政の方向性に沿った保育を提供する。
- ② 公立保育所は、庁内各課、他の行政機関との連携が比較的容易であることから、児童虐待の早期発見、要保護児童などの支援について、迅速な対応が可能である。また、増加傾向にある心身の発達において特別な配慮が必要な子ども、アレルギーを持つ子どもについても、公立保育所が積極的に受け入れ対応する。

### (2) 地域子育て支援の拠点としての役割

- ① 公立保育所の特長を活かし、民間保育所、認可外保育施設等との連携を図り、地域における子育て支援の中核的な機能を果たす。
- ② 在宅の子育て家庭への支援として、一時保育、緊急保育の充実を図る。
- ③ 認証保育所、保育室、家庭福祉員その他の子育て支援関係団体とのネットワークの構築を推進していく。
- ④ 公立保育所の職員は、市職員として保育行政に携わり、保育需要や課題に積極的に取り組む。

### (3) 保育施設の拠点としての役割

- ① 大規模災害の発生時には、小金井市災害対策本部と連携し保育を継続する。また、公立保育所職員は、市職員として災害対策の活動を行う。
- ② 公立保育所は、情報交換等を通じ民間保育所等との連携を図るとともに、人材育成を積極的に行う。

(参考資料)

1 民営化するにあたっての質の維持・向上のための取組

(資料217 (平成31年1月26日開催。第46回運協資料) より抜粋)

1. 公立保育園の保育を引き継ぐための全体的な取組

- 民営化のガイドラインの作成 ⇒ 公立の良さを継承
- ※ 「公立保育園の保育内容」については、次回運協にて提示します。
- 運営事業者との協定書の締結 ⇒ 市の条件遵守を約束

2. よりよい事業者を選定するための取組

- 事業主体及び運営の条件の設定 (募集要項等にて明記)  
⇒ 職員体制・配置の維持、など
- 公募型プロポーザル方式や選定委員会の設置  
⇒ 総合的・客観的評価による事業者選定

3. 民間事業者へスムーズに移行するための取組

- 保護者への丁寧な説明 ⇒ 進捗に合わせた情報提供・説明の実施
- 移行計画の作成 ⇒ 児童・保護者の負担も考慮した計画の作成
- 十分な引継ぎの実施  
⇒ 1年間かけて、十分な引継ぎを行う。  
⇒ 後半は事業者職員とともに合同保育を行う。
- (仮称) 三者協議会の設置 ⇒ 保護者も交えた協議会での協議

4. 民営化後の園に対する取組み・市の対応

- 移行後における市の支援 ⇒ 移行後も市職員による支援の継続
- (仮称) 三者協議会による保育内容の確認等  
⇒ 民営化後も保護者も交えた協議会を継続し、基準・条件どおり支障なく保育が行われているかの確認・協議を行う。
- 民営化後の園に対する保育内容の評価と結果の公表  
⇒ 第三者評価の結果によるチェック  
⇒ 保護者アンケートによるチェック

2 公立保育園の運営方式の手法の比較検討

(資料206差替え(平成30年11月10日開催。第45回運協資料)より抜粋)

4 運営方式の見直し手法の検討

運営方式の見直しの手法として、本市が設置主体となって運営を委託する公設民営方式と、民間が設置主体となり運営も行う民設民営方式がありますが、見直しにあたって、現状の保育内容を当面は維持継承し、児童や保護者の不安や影響に対応するため、十分な引継ぎの期間や体制を確保した上で、民設民営方式に移行する手法とします。

【運営方式の制度面の違い】

区 分	公設民営		民設民営
	委 託	指定管理	
設置主体	市	市	事業者
運営主体	事業者	事業者	事業者
業務範囲	運 営	運営・管理	運営・管理
	施設管理、増改築・修繕に要する経費負担は、契約内容により異なる。		増改築・大規模修繕には国・都の交付金等を活用可能
保育実施の根拠	市との契約	市の指定	都の許可
事業者選定に係る議会の関与	報 告	議 決	報 告
経費負担	委託料 (全額市負担)	委託料 (全額市負担)	保育所運営費 (国1/2・都1/4・市1/4)
利用調整	市	市	市
保育料	市	市	市
安定性	委託(指定)期間ごとに運営主体が変わる可能性がある。その都度保育士の入れ替わりがある。		移行後は運営主体の変更は無く、安定的
運営における市の関与	指導・改善命令 (仕様書の範囲)	指導・改善命令 (協定書の範囲)	指導・改善命令 (協定書締結の場合)
指導・命令先	施設長	協定内容による	協定内容による